



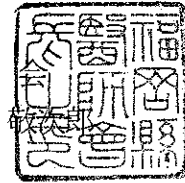
福岡県医発第1285号(保)

平成14年10月18日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師
会長 関原 敏彦



健康保険法等の一部を改正する法律等の施行について
(厚生労働省保険局保険課長等通知)

今般、健康保険法等の一部を改正する法律(平成14年法律第102号)、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成14年政令第282号)及び健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成14年厚生労働省令第117号)が、平成14年10月1日より施行されることに伴い、①健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う被保険者証の様式等について、②「健康保険の入院時食事療養費の標準負担額の減額の取扱いについて」等の一部改正について、③健康保険及び船員保険における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務について、④健康保険及び船員保険における高齢受給者に係る高額療養費及び入院時食事療養費の減額の取扱いについて、下記のとおり取り扱われることとされ、厚生労働省保険局保険課長及び社会保険庁運営部医療保険課長より関係機関に対し、別添のとおり通知された旨日本医師会より連絡がありましたので、お知らせいたします。

記

〔健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う被保険者証の様式等について〕

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、被保険者証の様式等を次のように定めることとした。(1及び2は、カードによる被保険者証の様式、3及び4は、紙による被保険者証の様式)(様式の詳細については、別添通知をご参照下さい。)

1. 70歳以上の被保険者の一部負担金の見直し等に伴い、健康保険被保険者証及び健康保険特例退職被保険者証の様式を別紙1から6のとおり見直すこととした。
2. 健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令(平成14年厚生労働省令第117号)第2条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による健康保険被保険者証及び健康保険特例退職被保険者証は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなすこととされた。
3. 健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第12号)による改正前の健康保険法施行規則第23条に規定する健康保険被保険者証及び健康保険特例退職被保険者証の様式については、今回の改正に伴い、別紙7、8のとおり改正されるものである。

4. 3. の健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 13 年厚生労働省令第 12 号）による改正前の健康保険法施行規則第 23 条に規定する様式による健康保険被保険者証及び健康保険特例退職被保険者証の様式については、当分の間、3. における改正後の様式によるものとみなすこととされた。

〔「健康保険の入院時食事療養費の標準負担額の減額の取扱いについて」等の一部改正について〕

健康保険の入院時食事療養費の標準負担額の減額の取扱いについては、平成 6 年 9 月 9 日保発第 118 号・庁保発第 8 号通知、船員保険の入院時食事療養費の標準負担額の減額の取扱いについては、平成 6 年 9 月 9 日庁保発第 11 号通知により取扱われてきたところであるが、入院時食事療養費制度につき、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、これらの通知を一部改正し、平成 14 年 10 月 1 日から適用することとされた。（改正の詳細については、別添通知をご参照願います。）

〔健康保険（及び船員保険）における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務について〕

〔健康保険（及び船員保険）における高齢受給者に係る高額療養費及び入院時食事療養費の減額の取扱いについて〕

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 102 号）、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 14 年政令第 282 号）及び健康保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成 14 年厚生労働省令第 117 号）が公布され、これらの法令により健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）及び健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）等の一部改正が行われたところであるが、その取扱いについて平成 14 年 9 月 6 日保発第 0906003 号通知によるほか、別添「健康保険（及び船員保険）における高齢受給者の一部負担金の割合の判定等の事務について」、「健康保険（及び船員保険）における高齢受給者に係る高額療養費及び入院時食事療養費の減額の取扱いについて」により取扱われる旨通知された。（取扱いに関する詳細については、別添通知をご参照願います。）